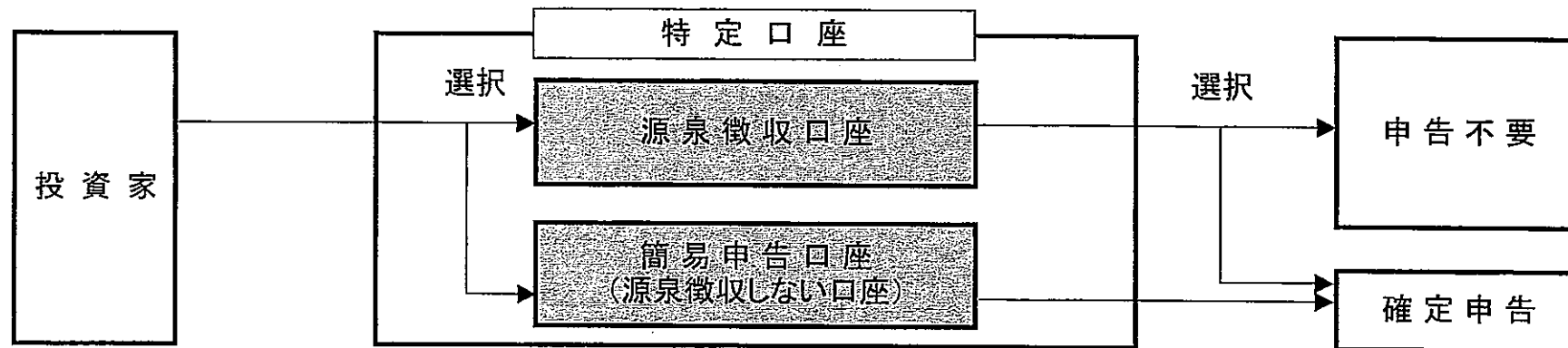


特定口座制度の改善・簡素化



○ 源泉徴収口座を利用すれば、税務署等への申告なしで納税が完了(申告不要の実現)

- ・ 源泉徴収方式の改善(年間分一括納付方式への変更)
- ・ 地方税でも源泉徴収(特別徴収)の仕組みを採用(平成16年1月～)

○ 「タンス株」(自己保管上場株式等)の受入れ(平成15年4月1日から平成16年12月31日まで)

- ・ 取得価額は、**実際の取得価額** と **平成13年10月1日の終値の80%** の選択
⇒ 平成15年4月1日から平成16年12月31日までの間、事実上、特定口座にタンス株を含めた全ての上場株式等を、実際の取得価額又はみなし取得価額(平成13年10月1日の終値の80%)で入れられるようになる。

○ 「年間取引報告書」の省略

- ・ 源泉徴収口座に係る「年間取引報告書」について、税務署等への送付を取り止め